

特別養護老人ホーム相模原敬寿園

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護)

運 営 規 程

第1章 事業の目的と運営の方針

第1条（事業の目的）

社会福祉法人敬寿会が開設する特別養護老人ホーム相模原敬寿園（以下「事業者」という）が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下「従業者」という）が、要介護状態及び要支援状態にある利用者（以下「利用者」という）に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

- 1 事業者は、利用者が要介護・要支援状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、職員採用時及び職務に従事中に研修を実施し、職員一人ひとりの資質とマナーの向上を図り、利用者とその家族から信頼される職員として職務に従事できるようにする。

第3条（事業所の名称及び所在地等）

事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 特別養護老人ホーム相模原敬寿園
- 2 所在地 神奈川県相模原市南区磯部4507-1

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

第4条（従業者の職種・員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名(常勤、併設介護老人福祉施設事業所と兼務)
事業所の従事者の管理、業務の実施状態の把握その他の管理を一元的に行う。
- 2 医師 1名以上(非常勤、併設介護老人福祉施設事業所と兼務)
入居者の診療・健康管理及び保健衛生指導を行う。
- 3 生活相談員 2名以上(常勤、併設介護老人福祉施設事業所と兼務)
入居者の生活相談、苦情への対応、地域住民からの介護に関する相談の対応をする。
- 4 介護支援専門員 2名以上(常勤、併設介護老人福祉施設事業所と兼務)
施設サービス計画の作成等を行う。

- 5 介護職員 54名以上(常勤換算、併設介護老人福祉施設事業所と兼務)
入居者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 6 看護職員 4名以上(常勤換算、併設介護老人福祉施設事業所と兼務)
入居者の保健衛生管理及び看護業務を行う。
- 7 栄養士 1名以上(常勤換算、併設介護老人福祉施設事業所と兼務)
食事の献立作成、入居者の栄養プランの作成を行う。
- 8 機能訓練指導員 1名以上(常勤換算、併設介護老人福祉施設事業所と兼務)
介護サービス計画に基づき、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- 9 事務員 3名以上
庶務及び事業所会計事務を行う。

第3章 利用定員等

第5条 (利用者の定員)

利用定員は介護予防短期入所生活介護を含め 1 ユニット10名であるが、特養利用者が入院や外泊で空いたベッドの利用もする。

第6条 (通常の事業実施地域)

通常の事業実施地域は、相模原市（南区・中央区）とする。

第4章 設備及び備品等

第7条 (居室)

利用者の居室には、ベッド・枕元灯・タンス等を備品として備える。

第8条 (共同生活室)

事業者は、利用者が利用できる共同生活室を設け、利用者が利用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品を備える。

第9条 (浴室)

事業所は、浴室には利用者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽を設置する。

第10条 (洗面所及び便所)

事業者は、必要に応じて各階各所に洗面所や便所を設ける。

第11条（談話コーナー）

事業者は、利用者が会話をしたり、くつろいだり出来る談話コーナーを設ける。

第5章 契約及び運営

第12条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

事業者は、サービス提供の開始に際して、利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結する。

第13条（受給資格等の確認）

事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護・要支援認定の期間を確認する。

第6章 サービスの提供

第14条（短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成）

- 1 事業所の管理者は、介護支援専門員等に、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画（以下「計画」という）の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 計画の作成を担当する介護支援専門員等（以下、「計画作成介護支援専門員等」という。）は、計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 3 計画作成介護支援専門員等は、4日以上の利用について、利用者やその家族の希望及び利用者について把握した課題に基づき、計画の原案を作成する。原案は、他の従業員と協議のうえ作成し、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載する。
- 4 計画作成介護支援専門員等は、計画の原案について利用者に説明し、同意を得て交付する。
- 5 計画作成介護支援専門員等は、計画の作成後においても、他の従業員との連絡を継続的に行い、計画の実施状況を把握する。

第15条（サービスの取り扱い方針）

- 1 事業者は、可能な限りその居宅において、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活が営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援する。

- 2 サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。
- 4 事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等はいけません。また、身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとする。

第16条（身体拘束）

- 1 事業所では原則として身体拘束は行わない。但し、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するためにやむを得ない場合は、身元引受人に説明、同意を得た上で内部検討委員会にて対応を十分検討・周知の上、身体拘束を行う場合がある。
- 2 身体拘束を行う場合には、入居者の負担にならないよう配慮するとともに、その様態及び時間、その際の入居者の心身の状況を記録する。

第17条（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容）

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 1 日常生活上の介護
- 2 食事の提供
- 3 機能訓練
- 4 健康管理
- 5 相談・援助

第18条（食事の提供）

- 1 食事の提供は、栄養並びに利用者の身体状況・嗜好考慮したものとし、適切な時間に行うこととする。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して共同生活室で行うよう支援する。
- 2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

朝食	7 : 3 0	～	8 : 3 0
昼食	1 2 : 0 0	～	1 3 : 0 0
夕食	1 8 : 0 0	～	1 9 : 0 0

第19条（相談及び援助）

事業者は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行う。

第20条（機能訓練）

事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施する。

第21条（健康管理）

事業所の医師又は看護師は、必要に応じて健康保持のため適切な措置をとる。

第22条（その他のサービスの提供）

- 1 事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションを行う。
- 2 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

第23条（利用料及びその他の費用）

- 1 サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から事業所に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 4 事業者は、前2項のほか、利用者の希望に応じ、次に掲げる費用を徴収する。
 - 一 食事の提供に要する費用
 - 二 滞在に要する費用
 - 三 厚生労働大臣が定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - 四 理美容代
 - 五 身体機能改善プログラム
 - 六 日常生活購入代行費
 - 七 その他、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの
- 5 その他利用料の詳細については別紙に定める。
- 6 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、予め利用者又はその家族の同意を得ることとする。

第24条（利用料の変更等）

- 1 事業者は、介護保険関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。
- 2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

第7章 留意事項

第25条（喫煙）

喫煙は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙とする。

第26条（飲酒）

飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み飲酒を禁止とする。

第27条（衛生保持）

利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に努める。

第28条（禁止行為）

利用者は、事業所で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑及ぼすこと。
- 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第29条（利用者に関する市町村への通知）

利用者が次の各号のいずれかに当該する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 一 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護または要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正行為によって保険給付を受けようとしているとき。

第8章 従業員の服務規程と質の確保

第30条（従業員の服務規程）

従業員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に以下の事項に留意する。

- 一 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第31条（衛生管理並びに感染症の予防及びまん延の防止）

1 従業員は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。また、事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- 一 食中毒の予防、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する。
- 二 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 食中毒予防、感染症の予防及びまん延防止のための研修・訓練を行い定期的に実施する。（各年2回以上）
- 四 その他感染症の予防及びまん延の防止のための必要な措置を図る。

第32条（従業員の質の確保）

事業所は、従業員の資質向上のために、採用時研修及び採用後も継続的に研修の機会を確保する。

第33条（個人情報の保護）

- 1 事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。
- 2 事業者は、従業員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。
- 5 事業所は、本人またはその家族から求めがあった場合には、サービスに関する記録を開示する。
- 6 事業所は、個人情報の保護に係る規程を公表する。

第9章 緊急時、非常時の対応

第34条（緊急時の対応）

従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

第35条（事故発生時の対応）

- 1 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。
- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

第36条（非常災害対策）

- 1 事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。
- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施する。

第10章 その他

第37条（地域との連携）

事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。

第38条（勤務体制等）

- 1 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定める。
- 2 利用者に対するサービスの提供は、事業者の従業者によって行う。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

第39条（記録の整備）

- 1 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。
- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

- 3 事業者は、報酬請求に係る諸記録を整備し、その請求の日から5年間保存する。

第40条（苦情処理）

- 1 事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じる。
- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村から文書の提出・掲示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導又は助言を得た場合には、それに従い、必要な改善を行い報告する。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、神奈川県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、神奈川県健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。
- 4 事業所は、苦情処理を行った一連の動きを記録する。

第41条（虐待防止）

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - 一 委員会を設置し、定期的開催しその結果を職員へ周知徹底する。
 - 二 虐待防止のための指針を整備する。
 - 三 虐待を防止するための職員に対する研修を定期的実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - 五 その他虐待防止のために必要な措置を図る。

第42条（業務継続計画）

- 1 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画（BCP）を策定し、計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
 - 一 それぞれ防災委員会・感染症対策委員会において、定期的に見直しを図る。
 - 二 前一号において、定期的な研修・訓練を企画し実施する。
 - 三 その他業務継続計画に必要な措置を図る。

第43条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規程、従業員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

第44条（協力医療機関等）

- 1 事業者は、入院等の治療を必要とする利用者のために、協力医療機関を定める。
- 2 事業者は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておく。

第45条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人敬寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成 24 年 04 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 26 年 04 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 27 年 04 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、平成 28 年 04 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 元年 10 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。